

「終身サポート事業者」ガイドライン⑫

「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」では、事業者が契約を締結した後、契約を履行に当たって留意すべき事項として、①サービス提供の管理について、②提供するサービス内容ごとの留意事項、③利用者から金銭等を預かる際の対応について、④契約の変更・解約に当たって留意すべき事項、⑤判断能力が低下した場合の対応、という5つが記されています。



三つ目の「利用者から金銭等を預かる際の対応について」は、(1) サービス提供費用の前払(預託)を受ける場合と、(2) 財産管理等委託契約に基づき利用者名義の通帳の管理等を行う場合の2つに分けて留意事項を示しており、高齢者等終身サポート事業で問題となりやすい重要な論点です。

サービス提供費用の前払(預託)を受ける場合については、こうした前払金(預託金)は、事業者の経営破綻等の場合における利用者の被害を最小化する観点から、①事業者自身の運営資金とは明確に区別して管理すること、②利用者に定期的に管理状況を報告することが望ましいとしている。

その上で、資金決済に関する法律においてキャッシュレス決済など送金サービスを提供する資金移動業者は、送金に当たり顧客から受け入れた資金を原則として供託、保全もしくは信託をすることにより保全することが義務付けられていることを指摘し、高齢者等終身サポート事業者でも、信託銀行又は信託会社を相手方とする信託契約を利用して保全することが望ましいと記載されています。

信託契約以外の保全方法としては、資金管理に関する知識・経験を有し、かつ財産基盤が充実しており、士業等の業法に基づく規制に服している別法人に預託金の管理を委託する方法や、事業者自身の運転資金等と分別した預金で管理する方法も考えられるとしているが、これらについては、信託契約とは明らかに保全の趣旨からいえば、安全性は劣ると言わざるを得ません。

預り金という性質だからといって、事業者の名義の銀行口座に入金されていたとすれば、その事業者が倒産した時は、お金に色は無いので、その事業者の資産として他の債権者から差し押さえられてしまいます。事業者の運転資金と分別した預り金口座であっても、さらに信託銀行の口座であっても同様です。また、別法人に預託金管理を委託した場合、その別法人が倒産することがあれば、同じようにその別法人の資産として他の債権者から差し押さえられてしまいます。

他方、信託契約により信託会社に信託していた場合には、事業者が倒産しても、信託会社が倒産しても、その信託された預り金については、信託法により保全されるのです。

契約しようとする事業者が、預託金の保全をどのような方法で行っているのかについては、必ず確認しておくべきでしょう。

つづく